

インマイライフあらと 認知症対応型共同生活介護 運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人志摩会が設置するインマイライフあらと認知症対応型共同生活介護（以下「ホーム」という）の運営について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行に資するとともに、入居者の意思及び人格を尊重し、適切な指定認知症対応型共同生活介護サービス（以下「サービス」という）の提供を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 ホームは、入居者が、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、食事、入浴、排泄等の日常生活の介護及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 ホームにおいて提供するサービスは、老人福祉法、介護保険法及び「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」他関係する厚生労働省令、告示並びに管轄する自治体の条例等の趣旨及び内容に沿ったものとし、併せて介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用して適切かつ有効に行う。

- 2 ホームは、入居者の意思及び人格を尊重し、入居者の主体的で尊厳のある暮らしが実現できるよう努める。
- 3 ホームは、入居者がそれぞれの役割をもって家庭的な環境の下で安心して日常生活を営めるように努めるとともに、個別の介護計画に基づき、入居者の心身の状況を踏まえた適切で計画的なサービスを提供する。
- 4 事業の実施に当たり、ホームの所在する区（市町村）、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健・医療サービス、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者等の関係機関及び地域住民等との連携に努めるとともに、利用者のご家族や知人、地域住民等が気軽に来訪できるよう努める。
- 5 ホームは、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、必要な措置を講じるものとする。
- 6 ホームは、誰であっても、誰からも、ハラスメントを受けない介護サービスの提供及び職場環境の整備のために必要な措置を講じる。

(事業所の名称等)

第4条 ホームの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 インマイライフあらと 認知症対応型共同生活介護
- (2) 所在地 福岡市中央区荒戸3丁目3-13

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 本ホームに勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(計画作成者または介護職員と兼務)

管理者は、利用申し込みにかかる調整、業務の実施状況の把握、職員の管理その他の管理を一元的に行う。

- (2) 計画作成担当者 1名以上(管理者または介護職員と兼務)

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう認知症対応型共同生活介護計画(以下「介護計画」という。)を作成するとともに、連携する医療機関、介護老人福祉施設等との連絡・調整を行う。

- (3) 介護職員 常勤換算3対1名以上

介護職員は、介護計画に基づき、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

※夜間はユニットごとに1人

2 前項に定める者の他、必要に応じてその他の職員を置く。

(入居定員の厳守)

第6条 入居定員は、18名とし、各ユニットの定員は以下の通りとする。

- (1) 共同生活住居(Aユニット)【9】名
- (2) 共同生活住居(Bユニット)【9】名

2 居室は、すべて個室(定員1名)とし、居室はすべていずれかのユニットに所属する。

3 ホームは、災害その他やむを得ない事情があるときを除き、入居定員及び居室の定員を超えて入居させることはない。

(介護の提供内容)

第7条 ホームが提供する利用者サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- (2) 日常生活上の支援
- (3) 日常生活の中での機能訓練
- (4) 入居者、家族等に対する相談、援助

2 介護に当たっては、入居者の心身の状況に応じ、自立支援と日常生活の充実につながるよう、職員の適切な技術をもって行う。

(短期利用認知症対応型共同生活介護)

- 第8条 ホームは、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室を利用し、短期間の指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕(以下、「短期利用認知症対応型共同生活介護」という。)を提供する。
- 2 短期利用認知症対応型共同生活介護の定員は1の共同生活住居につき1名とする。
 - 3 短期利用認知症対応型共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。
 - 4 短期利用認知症対応型共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅介護計画の内容に沿い、ホームの計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。
 - 5 入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用認知症対応型共同生活介護の居室に利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、短期利用認知症対応型共同生活介護の利用者が負担するものとする。

(要介護認定の申請にかかる援助)

- 第9条 ホームは、サービスの提供に際し、入居者の被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとし、要介護認定を受けていない入居者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうか確認し、必要な援助を行うものとする。
- 2 ホームは、要介護認定の更新の申請が遅くとも入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

(介護計画の作成、サービス提供の記録等)

- 第10条 サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、個別に介護計画を作成する。
- 2 介護計画の作成、変更の際には、入居者及び家族に対し、当該計画の内容を面談の上、説明し同意を得るものとし、入居者及び家族に交付する。
 - 3 入居者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、計画の実施状況を把握し、必要に応じて計画の変更を行う。
 - 4 ホームは介護計画に則って行ったサービス提供の状況やその折の入居者の状況及び家族の状態を必ず記録し、必要部署と連携を行う。
 - 5 ホームは、上記のサービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日(契約終了の日)から【5年間／又は7年間】保存する。

(利用料等)

第 11 条 利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、施設サービスにかかる費用の介護保険負担割合証に基づいた利用者負担の割合、食費、居住費及び日常生活に要する費用として別に定める利用料並びに入居者の選択に基づくサービスの利用料の合計額とする。

2 次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

(1) 家賃 70,000 円／月

(2) 敷金 210,000 円 (家賃 3 ヶ月分)

(3) 食材料費 1850 円／日 【内訳】 朝食 450 円 昼食 650 円 夕食 650 円
おやつ 100 円

(4) 光熱水費 25,000 円／月

(5) 管理費 10,000 円／月

(6) 受診同行 1,000 円／30 分毎

(7) その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる日用品費は実費の支払いを受ける。

3 前項の費用の額にかかるサービスの提供については、あらかじめ入居者又はその家族に対し説明を行い、同意を得る。

4 月の中途における入居または退居については日割り計算とする。

5 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、原則として銀行口座振替によって指定期日までに受けるものとする。

6 法定代理受領サービスに該当しないサービスにかかる費用の支払いを受けた場合は、ホームは提供したサービスの内容、費用その額その他必要な事項を記載した、サービス提供証明書を入居者に交付する。

(入退居に当たっての留意事項)

第 11 条 ホームにおけるサービスの対象者は、要介護者であって認知症の状態にあるもので、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とし、次のいずれかに該当するものを除く。

(1) 認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴うこと。

(2) 認知症の症状に伴う著しい行動異常があること。

(3) 認知症の原因となる疾患が急性の状態にあること。

2 入居後入居者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。

3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

4 利用者の退去に際しては、利用者及び利用者の家族の希望を踏まえたうえで、退去後の生活環境や介護の継続性に配慮し、必要な援助、指導を行うとともに、

居宅介護支援事業者、地域包括支援センター等への情報提供及び保健医療サービス又は福祉サービス提供者との密接な連携に努める。

- 5 短期利用認知症対応型共同生活介護の利用者の入退居に際しては、利用者を担当する介護支援専門員と連携を図ることとする。

(内容及び手続きの説明及び同意、契約)

第12条 入居及び利用に当たっては、あらかじめ、申込者及びその家族に対し、運営規程、重要事項説明書、契約書及び契約書別紙を交付して説明を行い、入居申込者の同意を得て、契約を締結する。

(緊急時等における対応)

第13条 ホームは、サービス提供を行っているときに、入居者等の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医またはホームが定めた協力医療機関に連絡するとともに、管理者及び家族等に報告する。

- 2 主治医又は協力医療機関への連絡が困難な場合は救急搬送等の必要な措置を講じる。この場合において、終末期の対応等について入居者等及び家族等との取り決めがある場合はそれを優先するものとする。

(協力医療機関等)

第14条 入居者の疾病や緊急事態に備えるため、予め、協力医療機関を定めておくものとする。また、予め、協力歯科医療機関を定めておくように努めるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第15条 ホームは、安全かつ適切に質の高いサービスを提供するために事故発生防止の指針を定め、事故を防止するための体制を整備する。

- 2 入居者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに区（市町村）、入居者の家族、入居者にかかる居宅介護事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 3 ホームは、事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 4 ホームは、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(感染症対策等)

第16条 ホームは、入居者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じる。

- 2 ホームは感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる

措置を講じる。

- (1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - (2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を策定する。
 - (3) 職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修を新規採用時及び年2回以上定期的に実施するとともに、必要な訓練を年2回以上定期的に実施する。
 - (4) 協力医療機関に対し新興感染症の発生時及びその対策について協議を行うものとする。
- 3 ホームは、主治医との連携を基本としつつ、入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関及び協力歯科医療連携機関を定める。
- 4 ホームは、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整える。

（非常災害時への対応）

- 第17条 ホームは、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知する。
- 2 ホームは、定期的【年2回以上】に避難、救出その他必要な訓練を行う。
 - 3 前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民、消防関係者の参加が得られるよう連携に努める。

（業務継続計画の策定等）

- 第18条 ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため計画（以下、「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。
- 2 ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修を新規採用時及び年2回以上定期的に実施するとともに、必要な訓練を年2回以上定期的に実施する。

（権利擁護と虐待防止に関する事項）

- 第19条 ホームは、事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等防止のため、次の措置を講じるものとする。
- (1) 責任者の選定（責任者：ホーム管理者）
 - (2) 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に十分に周知する。

- (3) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (4) 職員に対し、虐待の防止のための研修を新規採用時及び定期的【年2回以上】に実施する。
 - (5) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。
- 3 職員は、入居者の虐待が疑われる場合には、入居者の保護とともに家族関係の改善を図るため関係機関、区市町村に通報する。

(身体的拘束等)

- 第20条 ホームは入居者等又は他の入居者等、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その入居者等の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という）を行わない。
- 2 ホームはやむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）を3か月に1回以上開催し、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図る。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を新規採用時及び年2回以上定期的に実施する。

(職場におけるハラスメントへの対応)

- 第21条 ホームは、継続的なサービス提供のために、職場におけるあらゆるハラスメントに対して、以下の措置を講じる。なお、当該ハラスメントには、入居者及びその家族等から職員に対する著しい迷惑行為を含む。
- (1) ハラスメントに関する方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に対してその方針を周知・啓発する。
 - (2) 職員及び入居者・家族等からのハラスメントにかかる相談、苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備する。

(個人情報保護及び秘密の保持)

- 第22条 ホームは、入居者等又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」等の関連する法令等を遵守し、適切な取扱いに努める。

2 ホームは、業務上知り得た入居者等及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、法令等に定めのある場合を除き、入居者等又は家族の同意なく第三者に情報開示・提供を行うことをしない。利用契約終了後においても同様とする。

3 職員は、業務上知り得た入居者等またはその家族の秘密を保持しなければならない。職員でなくなった後においても同様とし、ホームは秘密保持のための措置を講じるものとする。

(苦情対応)

第23条 入居者又はその家族からの苦情に対して、ホームは迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事業関係の調査の実施、改善措置、入居者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講じる。

(認知症介護にかかる基礎的な研修等)

第24条 ホームは、すべての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定めるもの等の資格を有するものその他これに類するものを除く。）に対し、認知症介護にかかる基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。

2 職員の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 随時

(生産性の向上)

第25条 介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置する。

(家族及び地域との連携)

第26条 事業の実施に際しては、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者と家族との交流の機会を確保するように努める。

2 地域で暮らし続けることの支援として、利用者がこれまで培ってきた地域社会との関係の継続を大切にする。

3 地域との支えあいとして、多様な地域資源の有効活用を図るとともに、ホームで積み上げてきた認知症ケアのノウハウを地域に伝え、「地域を支え、地域に支えられる相互関係」を構築するように努める。

4 事業の運営に当たっては、地域住民やボランティア等との連携及び協力関係を図る。

5 関係市区町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及びその他の福祉サービスを提供する者並びに保健医療サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする

(運営推進会議)

第27条 ホームが地域に密着し地域に開かれたものにするために、運営推進会議(以下「会議」という)を開催する。

2 会議の開催は、おおむね6か月に1回以上とする。

3 会議のメンバーは、入居者等、入居者等の家族、地域住民の代表者、民生委員、福岡市、福岡市中央区(市町村)の担当職員又はホームが存在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員及び認知症対応型共同生活介護についての知見を有する者とする。

4 ホームは会議に対し活動状況を報告し、会議から適切な利用者サービスが行われているのかの確認及び評価を受けると共に、必要な要望、助言等を聴き、地域住民等との意見交換・交流を行う。

5 ホームは会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成しこれを公表する。

(掲示及び公表)

第28条 ホームは、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料、その他のサービスの選択に資すると思われる重要事項をホームの入口付近に掲示するとともに、法人、施設のホームページに掲載する。

(改正)

第29条 この規程を改正または廃止するときは、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

(施行)

この規程は令和7年6月1日から施行する。